

しっかり粉末になったところで、更によく日乾するのである。現今はこれを大規模とし、同様にしてタイ以外のものでも作り、味付けしてデパートで売る所謂デンブである。仙台ではこれを「そぼろ」と呼んでいる。五目鮓等には欠くべからざるもの、静岡の鰯めしはこれをふりかけたものである。』と記してあります。

注(1) 当時は水産加工品も、すべて工產品に含めていた。

注(2) P. 361 の注(4)参照。

注(3) P. 360 の注(3)参照。

注(4) P. 524 の注(5)参照。

注(5) P. 524 の注(6)参照。

注(6) 柔鰯の生産額を同類製產品目と比較して、拾い出すと次の通りである。（単位円）

「仙 台 市 史」

(明治 41 年版)	(柔 鰯)	(鰯味噌)	(蒲 銀)
明治 22 年	3,000	2,800	2,400
“ 26 “	3,000	3,000	2,160
“ 30 “	3,300	3,700	2,044
“ 34 “	2,700	6,500	2,160
“ 38 “	3,300	3,000	2,400

「仙台市統計書」

大正 15 年	2,100	100,000	—
昭和 4 “	2,052	66,424	6,398
“ 7 “	2,730	28,665	143,490
“ 10 “	1,500	16,404	151,278

資料 仙台案内下巻（庄子輝光）

仙台魚風土記（佐々木喜一郎）

仙台物産沿革（山田揆一。「仙台叢書」別集第 2 卷の内）

67. 稲迦堂の碑の「久成如来」とは

問 榴岡の県図書館傍に建つ稲迦堂の碑の碑文にある「久成如来」とは、どのような仏なのですか。
① ②

答 稲迦堂とは、元禄 8 年〔1695〕伊達綱村が、生母三沢初子の冥福を祈り、初子が生前護持した稲迦
③ ④

像を安置して、その功德を人々にあまねく及ぼすことを希って建立したものです。同時に、綱村自撰、
田辺希賢書の釈迦堂建立の趣意を刻んだ碑が、堂の北側に建てられました。釈迦堂は、昭和43年県
⁽⁵⁾
図書館建設敷地となつたため、東九番丁孝勝寺境内に移転しましたが、碑はそのまま残されています。

釈迦堂の碑の碑文は、『此久成如来〔くじょうによらい〕尊像者……』と書き始められています。
この久成如來の久成とは、久遠実成〔くおんじつじょう〕の略で、永遠の昔からさとりを開いている
意味ですので、「久成如來」とは永遠の仏のことです。

「佛教語大辞典」（中村 元）には、「久遠実成」を次のように詳説しています。

『久遠実成 くおんじつじょう

日蓮宗では〔三沢初子も日蓮宗を信仰していました〕「くおんじじょう」とも読む。（眞実の仏は）
久遠の昔に成仏している、の意。久遠の昔からの成仏。歴史的的人物としての釈尊が、実は久遠の昔に
成仏していたということ。釈尊は永遠の昔から根元的なさとりそのものである、という立場で説く。
釈尊の成道はブッタガヤーにおいてはじめて実現したことではなくて、永遠の昔に成仏しているとい
うこと。『法華経』の後半十四品（本門）の中心思想。ブッタガヤーの菩提樹の下でさとりを開いて仏
となつた伽耶始成（近成）の釈尊は、仮のすがたであって、実は永遠の過去においてさとりを開いて成
仏し、それ以来、限りない時期の間、人びとを教化してきたので、これを久遠実成の釈迦という。
久遠本仏・無始古仏ともいう。「法華経」の本門の如来寿量品第十六に説かれる。阿弥陀仏にも応用
されて十劫〔じゅうごう〕の弥陀に対して久遠の弥陀が説かれてくる。久遠実成の思想は、釈迦仏の
本体であるさとりの内容、すなわち法が永遠常住であることにもとづくが、実際は釈尊に対する弟子
たちの追慕心の高まりによって発生したものといえる。仏教は、本来真理（法）に対する信仰であり、
釈尊は、自己なきあと、法にたよることを遺言したが、弟子たちは釈尊という人格を通して仏法を信
奉していたので、釈尊なきあと、釈尊の残した法だけで満足できず、彼の人格を追慕し、さらに釈尊
に代わる仏を求めた。その結果、種々の仏が立てられたが、「法華経」にきて、それらが釈尊に帰一
され、釈迦仏の永遠不滅が説かれるに至った。〈「開目鈔」五四二〉。「久遠実成」は、また「久
遠古成」〔くおんこじょう〕ともいわれます。

注(1) P. 489 の「167. 「榴岡」を「つつじがおか」と読ませるのは何故か」参照。

注(2) 『此

久成如來之尊像者

尊妣〔ひ。亡母〕源初子淨眼院了岳日嚴大姉昔年以赤梅壇

香木刻寸

尊像所常護持而為不肖綱村祈福壽圓滿也

尊妣每語云後來須造堂於城外令貴賤触順逆緣

乃是不肖增壽長福之基莫加於此矣

尊妣辭世之後常思之占〔うかがい〕時有年相〔みる〕攸〔ところ〕有月遂築殿

于城東躑躅岡安置于此而以成彼所願且祈
尊靈之無上成等正覺凡所詣于此令為人母者慕
尊妣慈仁之志各各為子得除災招福令為人子者
習不肖誠孝之意各各為存亡母得滅罪生善也乃
至一切所過此之人及牛馬之類使触縁結因而竟
無一不成仏

元禄八龍集乙亥年三月八日

* 奥州大守藤原朝臣綱村謹識』

* (りゅうしゅう。龍は星の名、木星即ち太歳をいう。集はやどり。この星は1年に天空を1次(一めぐり)だけ移るから、1年を龍集といい、紀年の語に用いる。龍集乙卯(きのとう)とは、歳次乙卯と同じ。)

有名な碩学芦東山が、宝永5年(1708)13才の時、母と共に上仙した折、この碑を見た東山は、漢文の碑文を、即座に読解して母に聞かせていた。折しも通りがかった仙台の薬問屋の星久四郎が、東山少年の学力に驚嘆し、彼を仙台に招き、東山が学者として大成するまでの物心両面の援助者となった。このことがなかったならば、東山の学者としての運命は開けなかつたかも知れない。

注(3) P.71 の注(3)参照。

注(4) 寛永17年(1640)美濃大垣領主氏家広定の家臣の家に生れた。やがて、伊達忠宗夫人振姫(徳川秀忠の養女、実は池田輝政の女)付きの老女であった叔母に養われていたので、振姫の入嫁に従って、叔母と共に仙台に来た。伊達綱宗の側室となり、綱村・村和(むらより)・村貢(むらよし)らを生む。綱宗引退後、幼少の亀千代(綱村)をよく守護した。貞享3年(1686)2月4日歿、47歳、東九番丁孝勝寺に葬る。元禄8年(1695)、生前の護持仏釈迦像を本尊とした釈迦堂が創建され、綱村自ら撰文した由来碑が堂側に建てられた。また、弟の宗直が、一門に列せられ、胆沢郡前沢に3千石の知行を給された。

なお、初子の木像が、武藏国荏原郡中目黒日蓮宗正覚寺に安置されていたのが、最近まで伝わっている。

注(5) 釈迦堂建立に関する資料に「躑躅岡釈迦堂御建立一卷」(「仙台叢書」続刊第1巻の内)がある。

また「榴岡釈迦堂創設の顛末」(小倉博。「わしが国さ」第33号の内)に次の記事があり、「仙台市史」第7巻の内「仙台の社寺と仏堂」にも引用されている。

『釈迦堂建立前の榴岡は仙台城下東郊の空地で、僅に寛文7年(1667)東照宮の地から移された天神社と、その別当寺光善院とが岡の西隅を占めていただけであるから、岡の上からは四方の山々や、原野や、海までも眺望することが出来た。仙台藩主四代綱村は生母初子の

遺志を果す為にこの景勝の地をトして釈迦堂の建立を企てたのであるが、それは一つは初子の靈屋のある孝勝寺から近い所にあるからでもあったろう。先ず元禄7年(1694)十月十三日に孝勝寺に対し、今度榴岡の地に於て少分の地を寄進して小堂を建立すべく貴寺支配たるべしという指令を出し、同月下旬から役人が任命され、大工以下も定められた。奉行が山家〔やんべ〕織部(宇和島で和霊明神と祀られた清兵衛の四代目に当り、後に少老五百石まで進んだ人)、御普請奉行が野村四郎右衛門、氏家清五郎、細目助太郎の三人、この外本締、横目、吟味役人、小役人等若干名あり、大工棟梁は松原助兵衛(宝永元年の塙釜神社の造営にも棟梁を勤めた人)、外に脇棟梁、主大工等がそれぞれ定められた。建造物は釈迦堂及二天門を主とし、なお堂の南、天神社の東に弓場及馬場を設け、その周囲に土堤を築いて桜・松・楓を植え、馬場の南入口に黒門を建てる計画である。いよいよ工事に着手することになって、十月二十五日午刻御鍵入始、十一月四日辰刻御斬(ちょうな)始、十二月廿五日御地鎮、翌元禄八年正月二十一日卯刻御柱立、二十八日未刻御棟上、二月九日には二天門の御柱立と御棟上、二十三日は本堂御屋根祭と工事の進むにつれて、それぞれ儀式が行われ、三月八日が愈々落成である。この日辰刻御安鎮、これは仏式の祈禱で孝勝寺が勤める。午刻釈迦堂御入仏。二天門にも二天王が同日明半時に遷座あり、七ツ時諸侍、御小人、御目付、御同心の厳重な警固の裡に太守が御参詣になり、係の諸役人、大工、諸職人に至る迄御褒美を賜わる。これで釈迦堂落成の式は終り、翌九日未刻に御弓始、御馬始、即ち弓場開き、馬場開きがある。(中略)これで一切の計画がめでたく竣工したが、なお小屋の取扱、植木の植付等の残務の終了したのは同月十四日である。起工の時から約五ヶ月を経て竣工を見たことになる。

この工事に要した費用総額は小判千二百五十五両二分と六百六十一文。小判一枚を今日(昭和6年)の価に換算して~~×××~~二十円とするとき約二萬五千円、この内釈迦堂だけで、小判七百五十九両餘、即ち一萬五千円餘を要した訳である。

釈迦堂の建立、馬場の開設は榴岡の両目を一新した。曾て寂寥を極めた岡の辺は変じて満都の士女を誘う楽園となった。今その一斑を描いて見ると、二十人町と鉄砲町との東端を結ぶける岡の西麓の路が釈迦堂の門前町で、こゝから岡への登口に二天門がある。所謂二王門で間口三間、奥行二間、白木造、土瓦葺、左右に二天王が厳しい相好で靈地を守護している。門から入ると正面が釈迦堂で西北向き、三間四面の白木造、飛縁に高欄が廻らされ、屋根は瀬戸瓦葺。堂の周囲に柵を廻らし、正面に中門がある。柵の外、北の方に御堂建立の由来を記した綱村自らの署名の石碑が立つ。元禄八年造営にかかるものは以上の如くであるが、翌九年には水平鉢、十一年には鐘搗堂が建てられた。

堂の南の馬場、弓場はこれを併せて桜の馬場と称した。堂の南側、二十人町の末から正面に東十番丁へ通ずる道路を挟んで、両側に広場があり、孰れも周囲に土堤を築き、それに桜が

栽えてある。その内西の方、天神社の境内に接しているのが弓場で、南北百間に、東西二十二間あり、南端の的場が現存（昭和6年）している。この的場は伊達家が江戸の神田川堀を掘つた時の土を船で運んで来て築いたのだという言伝があるけれども確かでない。東の広場は南北九十間、東西十二間の馬場で、旧兵営門前の桜の並樹がこの馬場の東側の土堤の址である。この広場の中央に壇を築いて太守馬御覽の所とし、両広場の間の路は騎射の馬を走らせるに用いられ、その南端には黒門が立つ。現在四列になっている桜の並樹は馬場と弓場の東西の縁に築かれた土堤の名残りである。この桜は後に植継いだものも混っているようであるけれども、老樹ばかりでも五十九本を算し、そのうち彼岸桜が二十四本、枝垂桜が三十五本あり、いづれも花の色が赤く、古書に地主の桜と記してある。地主の桜とは京都清水地主権現の境内にあった名高い桜である。榴岡の桜はその苗であるかどうかは不明であるけれども同種であると思われる。

祇迦堂前には茶屋が許され、敷地内にも物売を許され、四月八日を縁日とし、あやつり、相撲、芝居の興行も免された。

取締法として茶屋に申渡された箇条によると、先ず火の用心を固く守ること、次に遊女の類を置くまじきことである。次に博奕等の賭事を禁すること、酒乱醉に及ぶものゝ入場を禁すること、喧嘩口論を停止（ちょうじ）すること、行衛不明の者を宿しないこと、以上の条々は茶屋、諸商人で五人組を作り、諸事相改め急度（きっと）乱かましきことないようにと達せられた。又茶屋及敷地内の商人は諸役（税）を免ぜられ、その代りに御堂地内の掃除を担当すべき事に定められた。』

注(6) たなべまれかた。「仙台史伝」（鈴木省三）に『儒者。姓は上毛野、通称喜右衛門、字は淳甫、整斎はその号なり、其の先は江州田辺に居る。因りて氏となす。希賢承応二年（1653）京師銅駄坊に生る、幼にして警悟、兄希明と経史を講明し、伊藤仁斎、木下順庵、山崎闇斎の諸大家に従ひて業を受け、三氏の長を取り、大成して一家を成す、綱村公大島良設に命じ、名家数人を選ばしむ、希賢またその薦に当る。延宝七年（1679）召して儒員となす、時に年二十七、人と為り寛厚明敏、夙に神道を卜部氏に、書法を持明院基時に学び、又軍法に達し、詩文和歌の末技に至るまで皆能く通せざるなし、元禄八年（1695）吉村公の侍講となり、寵遇尤も渥（あつ）く、四度禄を加増し、併せて六百石となる、一藩其の学を尊信す、享保九年（1724）年七十二、薨（ときう。隠居所）を城北に営み、自ら西山賡樵（せいざんがんしょう）と号す、公親臨し、帰楽園の三字を書して賜ふ、希賢風月に吟哦（ぎんがうたう。哦もうたう）し悠々餘生を樂み、元文三年（1738）十月朔（さく。陰暦で月の第1日。ついたち）歿す。享年八十六、仙台通町東昌寺に葬る、謚して恭懿（きょうい）先生と云ふ、著に肯山公実録、整斎筆記、八陣図説、三教名数、神書訓解、詩文集若干卷あり、子希文克く其の業を襲（つ）ぎ東藩の儒宗となる。』とある。

68. 閻魔堂横丁とは何処か

問 昭和60年9月のK紙に連載されている「横丁」第10回の「閻魔堂横丁」が「土樋新丁」のことであるよう書かれ、略図にもそのように示してあります。そのような町名であるとは聞いたこともありません、果してその通りなのでしょうか。

答 その記事と略図に示されている「土樋」の延長、石垣町→⁽²⁾石名坂→⁽³⁾穀町の直線道路は、正しくは「土樋新丁」でなければなりません。この道路は、明治39年新設したもので、「仙台市史」（明治41年版）に次の記事があります。

『市制実施以来新開道路の重なるものを掲ぐれば

卅九年 土樋新丁 ^{○○○} _{自土樋 至穀町} 延長八十間 幅三間 土樋ヨリ国道ヘノ捷路……明治三十九年に至りて仙台市参事会は新道を各所を開き翌年其名称を定めり左の如し

〔略〕

一土樋ヨリ穀町ニ達スル新開道路ヲ土樋新丁ト称ス

〔略〕

仙台市南方の士民年来渴望の要路たる土樋新丁の開鑿成るや、有志者相謀りて盛に其開通式を行ふ、早川仙台市長之が命名の辞を述べて曰く

〔5〕明治三十八年三陸悉く稔らす細民飢餓に苦しむ仙台市即ち土木開墾等生業を授けて以て其窮を賑〔にぎ〕はさんとするや仙南有志相図りて要路の開鑿を請ひ敷地を寄附し家屋を移して土木の作業を容易ならしめ遂に土樋東端より穀町中央に達すへき直線路を開鑿して本日開通の式を挙くるに際し命名を當職に請ふ依て思惟〔おもえ〕らく必らず佳名あるへしと然りと雖も公衆共用の道路の如きは宜しく俚耳〔りじ〕に慣れ市民に熟したるに如かず依て命して土樋新丁と名づく若し夫れ土地戸籍の称呼に至りては既に法に於て定まるあり市民當に之に従ふへし敢て一言を附して新道命名の辞とす』

閻魔堂〔えんまどう〕横丁は、この土樋新丁とは全く別な細道で、その一筋北の、しかも石垣町—石名坂間の孫兵衛堀南岸に沿って、やや弓なり状に通じていたもので、^{〔6〕}土樋新丁の開通とともに廃道になってしまいました。清水小路の大量の湧水を導いて七郷方面の農業用とするための孫兵衛堀が、^{〔7〕}荒町・土樋の段差線に掘られていました。その孫兵衛堀の保守管理の必要上、その南岸沿いに設けられた作業路が、同時に石垣町—石名坂間の捷径として利用されてきたもので、この細道が石名坂に突当